

# 鈴鹿市総合計画2023

## 基本構想素案

鈴鹿市

# 目 次

## 第1部 基本構想

---

### 第1章 2023（平成35）年にめざす鈴鹿市の姿

1	はじめに	1
2	将来都市像	2
3	将来都市像を支えるまちづくりの柱	3
4	自治体経営の柱	7
5	めざすべき都市の状態	9
6	基本構想の達成度を測る成果指標（目標数値）	10
7	計画人口	12
8	めざす都市空間	13

### 第2章 鈴鹿市を取り巻く情勢

1	現状と将来展望	16
2	これまでの総合計画の取組と課題	21

### 第3章 計画の体系，役割

1	計画の体系	23
2	計画が果たす役割	26

### 第4章 計画の効果的な推進のために

1	協働による計画の推進	28
2	行政経営システムの効率化	29
3	協働によるまちづくりの推進	32

# 第1部

## 基本構想

---

## 第1章

### 2023（平成35）年にめざす鈴鹿市の姿

# 1 はじめに

---

現在、我が国では、これまで拡大・成長の一途をたどってきた社会から人口減少による縮小・成熟型社会に変わろうとする大きな転換期を迎えています。

本市においても、生産年齢人口の減少や経済規模の縮小に伴い、税収の確保が困難になる中で、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設や公共インフラの老朽化への対応など、財政支出への需要がますます高まっています。

このことから、将来の危機的な状況を回避しつつ、都市の活力を維持、創造していくために、発想を転換し、新たな視点による計画的なまちづくりを行っていくことが、以前にも増して重要となっています。

そこで、本市では、明るい未来を実現するため、まちづくりの基本原則を定めた「鈴鹿市まちづくり基本条例」に基づき、将来のまちづくりの方向性や、具体的な手法等を明らかにした「鈴鹿市総合計画 2023」を策定し、地域の総力を挙げてまちづくりに取り組んでいくための最も基本的な方針とします。

## 2 将来都市像

---

厳しい社会経済情勢においても、自主、自立した都市として、安定した市民生活を実現するためには、まちづくりに関わるすべての主体が力を合わせて取り組むことが必要です。

本市では、鈴鹿市まちづくり基本条例がめざす「住みよいまち」を実現するために、市民力（市民の自治力）と行政力（行政の自治力）を今まで以上に向上させ、地域が縋ぐるみでまちづくりを行っていく新たな仕組みを構築し、暮らしに必要な都市の活力を持続的に創り、育み、成長させていきます。

また、その結果、本市に対する愛着や誇りを多くの人を持ち、住み続けたいと実感できる都市、住んでみたいと感じられる都市をめざします。

このため、まちづくり全体の目標として、鈴鹿市総合計画2023（以下「総合計画」）において、8年間で実現をめざす将来都市像は、

「みんなで創り 育み 成長し

みんなに愛され選ばれるまち すずか」

とします。

また、この将来都市像の実現に向けて、まちづくりの基本的な方向性を示すものとして、5つの「将来都市像を支えるまちづくりの柱」を設定するとともに、これら5つの柱の推進を支える基礎となる市全体の自治力（市民力、行政力）の向上をめざすための「自治体経営の柱」を設定し、まちづくりを推進します。

### 3 将来都市像を支えるまちづくりの柱

---

#### (1) 大切な命と暮らしを守るまち すずか

近年、阪神淡路大震災、東日本大震災などの巨大地震による甚大な被害や、台風や集中豪雨による被害が頻繁に発生しており、さらに本市は、南海トラフ地震の想定震源域にあることなどから、市民の大規模自然災害に対する危機感は以前にも増して高まっています。

また、自然災害以外にも火災や事故、犯罪などの危機から、市民のかけがえのない生命、財産、暮らしを守るために、地域の防災力を向上させるための取組や、危機管理能力を高めるための取組などが求められています。

このため、防災・減災施策の充実、危機管理意識・能力の向上、犯罪の抑止、交通事故対策の充実など、市民の大切な生命と財産、暮らしを守るためのまちづくりを進めます。

#### (2) 子どもの未来を創り 豊かな文化を育むまち すずか

本市で生活する人々が、ゆとりや豊かさを実感できなければ、都市としての活力を維持することはできません。

将来にわたり、人々が、学び、働き、豊かに暮らしていくためには、次世代を担う子どもたちが、健やかに成長できる環境が必要です。

このため、子どもを安心して産み、育てることができ、子どもたちが安心して健全に育つことができるまちづくりを進めます。

また、次世代を担う子どもたちの育成のほか、本市で生活するすべての人々が、心身ともに豊かで健全に暮らすための取組が求められています。

す。

このため、市民が、芸術や文化、生涯学習などの活動を通して知識や教養を高めることにより、精神的な豊かさを感じるとともに、スポーツを通して、心身ともに充実した生活ができるまちづくりを進めます。

### (3) みんなが輝き 健康で笑顔があふれるまち すずか

少子高齢化による人口構造の変化に伴い、医療、介護、保険、年金などの社会保障制度の維持が、全国的に深刻な問題になっています。

このような厳しい社会経済情勢においても、経済的要因や、障がいの有無などに関わらず、すべての市民が生きがいをもって、健康的な生活ができる環境が必要です。

このため、高齢者や障がい者などの福祉の向上のための取組や、安心して医療が受けられるための取組、市民の健康を増進するための取組、及び保険制度の安定的な運営や生活問題の解決・改善に向けたセーフティネットの構築を通して、市民が互いに協力して、いきいきと笑顔で暮らすことができるまちづくりを進めます。

### (4) 自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか

本市は、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈があり、豊かな自然環境のもとで発展してきた都市です。

この恵まれた自然環境は、第一次産業などの発展に貢献してきたほか、市民生活や経済活動に多大な恩恵をもたらしています。

また、美しい自然の風景や豊かな生態系は、人間性を育み、創造するなど、本市にとって、貴重な財産であると言えます。

このため、これまで守られてきた豊かな自然環境を保全するとともに、今後も維持するために、自然環境と密接な関係をもつ生活衛生環境の向上を図るためのまちづくりを進めます。

また、都市基盤の整備など、市民が良好な生活環境のもとで、快適に暮らすための取組も必要です。道路、公共交通、上下水道などの都市基盤は、ライフラインでもあり、防災・減災にも資することや、市民の暮らしや産業を支える重要な資産でもあります。

一方、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化により、市街地の空洞化や、公共施設などにおけるサービスの需要と供給のバランスを図ることも課題となっています。

このため、既存の社会資本の効果的な保全、活用や、公共施設などのライフサイクルコストの縮減にも配慮しながら、都市の基本的な機能であるこれらの資産の維持、整備を図り、良好な都市環境のもとで快適に暮らすことができるまちづくりを進めます。

## (5) 活力ある産業が育ち

### にぎわいと交流が生まれるまち すずか

本市は、これまで自動車産業などの製造業を中心に発展してきました。その他にも、農業、水産業、商業など、バランスの取れた産業構造を有していることが強みの一つです。

このため、本市の基幹産業であるものづくり産業をはじめとする既存産業の特長をさらに活かす取組と同時に、新たな産業の創出に向けた取組を進めます。

本市特有の伝統産業においては、後継者の育成支援や新たな展開を創出するための取組を進めます。

農業、水産業、商業などの産業においては、地産地消、後継者の育成支援、生産・販売体制の維持など、産業基盤の確立に向けた取組を進めます。

そして、将来にわたり、多様で活力のある産業構造を維持することにより、安定した雇用を確保するためのまちづくりを進めます。

また、地域資源の積極的な活用を進め、観光振興や、まちづくりに必要な経営資源を確保するためのシティセールスの取組がますます重要となっています。

このため、生産者や商業者、企業などと連携しながら、新商品の開発やブランド化、国内外への積極的な販路拡大などに取り組むとともに、市内外からの活発な集客交流を生み出し、にぎわいと活気を創出するまちづくりを進めます。

## 4 自治体経営の柱

---

### (1) 市民力，行政力の向上のために

#### ▶ 基本となるまちづくりの推進

人口減少社会においても，本市が，持続的に成長し続ける都市であるためには，市民力と行政力の向上を図るとともに，それらを基礎とした市民と行政との協働による相乗効果として生まれる市全体の自治力を高めることが必要です。

このため，先ず，まちづくりの大前提となる，市民一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会や，国籍などの違いを超えて互いに理解し合える多文化共生の社会，性別に関わらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

#### ▶ 市民力の向上

住民自治の実現に向けては，市民力の向上を図り，市民主体のまちづくりを進めることが求められます。

また，鈴鹿市まちづくり基本条例がめざすまちづくりを実現するためには，総合計画の推進にあたっては，市民参加及び協働によるまちづくりの仕組みが必要となります。

このため，8年間の総合計画の計画期間内において，前期4年の基本計画の期間において，既に行われている市民によるまちづくりの取組をさらに促進，支援するとともに，市民と行政が連携しながら，地域づくり組織の設置及びまちづくりを担う人材育成のための取組を進めます。

後期 4 年の基本計画の期間においては、地域づくり組織が主体となつて取り組む地域づくりのための計画を、地域別経営計画として総合計画に位置づけます。

### ▶ 行政力の向上

市民力の向上とともに、職員の政策形成能力と行政のマネジメント能力を高め、市民ニーズに合った質の高い行政サービスが適切に提供できるように、行政力の向上に取り組み、効率的、効果的で、成果指向型の行政経営が求められます。

このため、簡素で効率的な行政経営を計画的に行うために、総合計画と個別分野における計画との関係性を整理し、総合計画を中心とした計画体系を確立します。

また、総合計画の実効性を担保する予算や行政評価、行財政改革などの個別のマネジメントシステムを統合し、総合的な行政マネジメントシステムの仕組みを構築します。

## 5 めざすべき都市の状態

総合計画では、基本構想において、具体的な取組目標を定め、進行管理を行います。

将来都市像や将来都市像を支えるまちづくりの柱などの実現に向けて、基本構想の期間内に達成をめざす目標を定めたものが、「めざすべき都市の状態（＝都市ビジョン）」です。

「めざすべき都市の状態」は、まちづくりの基本的な方向性を示す「将来都市像を支えるまちづくりの柱」と「自治体経営の柱」の趣旨や市民の生活実感を踏まえて設定したもので、基本構想の達成度を測り、進行管理をしていくための具体的な取組目標となるものです。

将来都市像	将来都市像を支えるまちづくりの柱	めざすべき都市の状態	
みんなで作る みんなに愛されるまち すずか	大切な命と 暮らしを守るまち すずか	1	市民と行政が連携し、不測の事態に備えて対応していること
		2	災害に対する不安がなく、安心して暮らしていること
		3	交通安全に対する意識が高く、交通事故がないこと
		4	地域で見守り合い、事件や犯罪がなく治安が良いこと
	子どもの未来を創り 豊かな文化を育むまち すずか	5	スポーツを観て、参加して、楽しんでいること
		6	人と文化を育み、心豊かに過ごしていること
		7	みんなが支え合い、安心して子育てしていること
		8	家庭、地域、学校が連携して、すべての子どもが楽しく学べる教育環境になっていること
	みんなが輝き 健康で笑顔が あふれるまち すずか	9	地域で高齢者がいきいきと元気に暮らしていること
		10	地域で障がい者が夢や生きがいをもって暮らしていること
		11	誰もが安心して医療を受けていること
		12	市民が心身ともに健康で自立して暮らしていること
	自然と共生し 快適な生活環境を つくるまち すずか	13	資源を有効に活用していること
		14	地域の豊かな自然環境を維持し、保全していること
		15	身近な生活環境の維持、向上を図っていること
		16	地域内外への移動がしやすい交通環境になっていること
		17	都市基盤がバランス良く整い、快適に暮らしていること
		18	地域の中で雇用の場が確保され、いきいきと働いていること
	活力ある産業が育ち にぎわいと交流が 生まれるまち すずか	19	ものづくり産業が元気で、活気にあふれていること
		20	生活に関わる商いが元気で、まちがにぎわっていること
		21	地元のモノ・コトが情報発信され、人が訪れ、交流が進んでいること
		22	自然の恵みを活用した産業の地産地消が進み、活力にあふれていること
自治体経営の柱		めざすべき都市の状態	
市民力、行政力の向上のために	23	誰もが互いの違いを認め合い、個性と能力を発揮していること	
	24	市民が主役のまちづくりが行われていること	
	25	行政が、経営資源を効率的、効果的に配分し、成果重視の行政運営を行っていること	

## 6 基本構想の達成度を測る成果指標（目標数値）

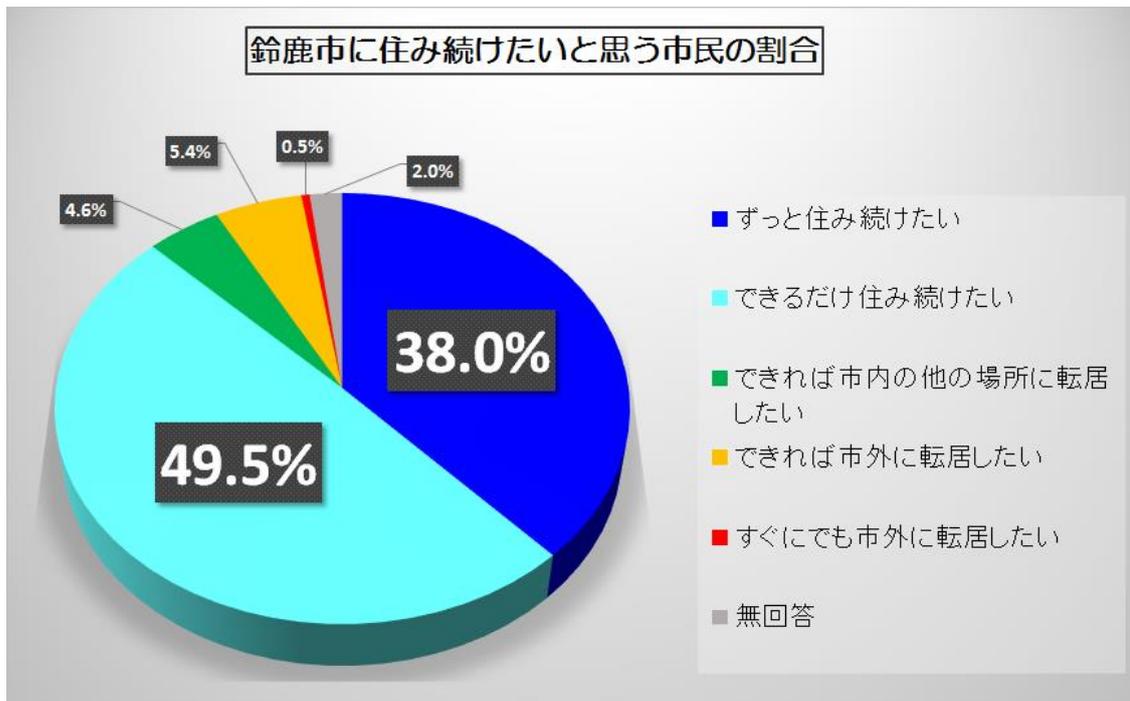
基本構想で掲げた将来都市像などの達成度を測るために、具体的な目標数値を定めたものが成果指標です。

成果指標は、将来都市像の達成度を総合的に測る全体指標と、都市ビジョンとしての「めざすべき都市の状態」の個々の達成度を測る個別指標を設定しています。

### ➤ 将来都市像の達成度を測る全体指標

【 指 標 名 】	目 標 値（2023 年）	90%
鈴鹿市に住み続けたいと思う市民の割合	現 状 値（2015 年）	87.5%

\* 「鈴鹿市にこれからも住み続けたいと思いますか」という問いに「ずっと住み続けたい」「できるだけ住み続けたい」と回答した市民の割合。  
（平成27年度アンケート調査より）



➤ めざすべき都市の状態に対する成果指標（個別指標）

めざすべき都市の状態		成果指標			
		項目（測り方）	単位	現状値 (H27)	目標値 (H35)
1	市民と行政が連携し、不測の事態に備えて対応していること	不測の事態に備えて、日常的に災害等に関する情報を得る手段を確保している市民の割合	%	64.2	95.0
2	災害に対する不安がなく、安心して暮らしていること	災害に対する備えを自発的に行っている市民の割合	%	49.0	75.0
		災害への注意や関心を持ち、防災訓練や防災啓発事業に自発的に参加している市民の数	人	19,098	23,000
3	交通安全に対する意識が高く、交通事故がないこと	交通事故防止に意識的に取り組んでいる市民の割合	%	73.9	90.0
		市内における人口1千人あたりの年間人身事故発生件数	件/1千人	4.08	2.85
4	地域で見守り合い、事件や犯罪がなく治安が良いこと	地域で実施する各種の見守り活動に参加している市民の割合	%	12.3	20.0
		市内における人口1千人あたりの街頭犯罪等の認知件数	件/1千人	2.3	1.5
5	スポーツを観て、参加して、楽しんでいること	スポーツ（運動含む）をしたり、観戦やボランティアの形でスポーツに関わっている市民の割合	%	29.9	35.0
6	人と文化を育み、心豊かに過ごしていること	地域の芸能や祭りを含む芸術・文化活動、生涯学習活動に参加している市民の割合	%	32.6	40.0
7	みんなが支え合い、安心して子育てしていること	子育てについて相談ができる場所や機会を知っている市民の割合	%	43.9	75.0
8	家庭、地域、学校が連携して、すべての子どもが楽しく学べる教育環境になっていること	「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合	%	86.5	90.0
		学校教育活動や地域の子育て活動に参加している市民の割合	%	14.4	20.0
9	地域で高齢者がいきいきと元気に暮らしていること	65歳以上の高齢者のうち、地域の活動に参加している市民の割合	%	53.3	66.0
10	地域で障がい者が夢や生きがいをもって暮らしていること	障がい者支援のための活動など、障がい者と交流する機会を持ったことがある市民の割合	%	7.2	15.0
		50人以上の従業員を雇用する企業のうち、障がい者を1人以上雇用している企業の割合	%	73.6	85.0
11	誰もが安心して医療を受けていること	主治医やかかりつけの医療機関を持っている市民の割合	%	76.7	80.0
		人口10万人あたりの医療施設件数	件/10万人	121.3	125.3
12	市民が心身ともに健康で自立して暮らしていること	健康維持増進のために意識的に体を動かしたり、規則正しい食生活を行っている市民の割合	%	65.0	70.0
		健康寿命（男性） 健康寿命（女性）	歳	78.54 80.40	79.60 81.50
13	資源を有効に活用していること	ごみの減量化など資源の有効活用に意識的に取り組んでいる市民の割合	%	63.6	75.0
		市民1人1日あたりのごみ排出量	g/1人・1日	958	918
14	地域の豊かな自然環境を維持し、保全していること	地域で行う海岸清掃活動などの美化活動や自然環境保全活動に参加したことがある市民の割合	%	15.8	25.0
15	身近な生活環境の維持、向上を図っていること	人口10万人あたりの公害苦情件数（典型7公害以外を含む）	件/10万人	76.1	62.0
16	地域内外への移動がしやすい交通環境になっていること	主に利用する日常の移動手段を使って目的地へ思い通りに移動できている市民の割合	%	89.1	92.0
17	都市基盤がバランス良く整い、快適に暮らしていること	都市基盤が整備され、生活しやすいまちになっていると感じる市民の割合	%	66.5	75.0
18	地域の中で雇用の場が確保され、いきいきと働いていること	就業地別有効求人倍率	倍	1.16	1.24
19	ものづくり産業が元気で、活気にあふれていること	製造品出荷額	億円	14,590	15,650
20	生活に関わる商いが元気で、まちがにぎわっていること	日用生活品を主に市内で購入している市民の割合	%	93.6	95.0
		小売吸引力指数	—	1.04	1.07
21	地元のモノ・コトが情報発信され、人が訪れ、交流が進んでいること	観光レクリエーション入込客数	万人	464	550
22	自然の恵みを活用した産業の地産地消が進み、活力にあふれていること	鈴鹿市産の食料品を普段から意識的に購入している市民の割合	%	67.1	75.0
23	誰もが互いの違いを認め合い、個性と能力を発揮していること	人権が尊重され、守られていると感じている市民の割合	%	46.0	70.0
		家庭、職場など様々な分野において男女が平等になっていると感じている市民の割合	%	36.2	50.0
24	市民が主役のまちづくりが行われていること	地域の課題解決に向けて、自ら取り組んだり、自発的に活動に参加している市民の割合	%	12.2	50.0
25	行政が、経営資源を効率的、効果的に配分し、成果重視の行政運営を行っていること	市職員が丁寧な対応を心がけ、市民の立場を考え、業務にあたっていていると感じている市民の割合	%	49.7	80.0
		「市職員の政策形成能力」があると感じる審議会等委員の割合 行政経営システムが効率的に運用されていると感じる市職員の割合	%	55.9 34.3	80.0 80.0

## 7 計画人口

---

本市の人口動態は、長期的には、緩やかな人口規模の縮小が予測されていますが、8年後の人口は、20万人をわずかに超えていると予測されています。

しかし、高齢化や、未婚率の上昇、晩婚化、晩産化に伴う少子化の進展により、出生数が死亡数を下回る自然減に転じる局面をまもなく迎えます。

加えて、本市は企業活動に伴う人口移動の影響を受けやすく、既に、転出が転入を上回る社会減による人口減少が継続的に生じていることから、現在の予測以上に、人口減少が加速する可能性が高いと考えられます。

このことから、本市が、市民生活に必要な都市機能を将来的に維持、確保し、市民サービスを安定的に提供していくためには、現在の人口規模を維持し、拡大をめざしていくことが重要です。

そこで、総合計画の計画期間における人口は、まずは将来推計人口で予測されている20万人を維持していくことを目標としつつも、さらに様々な人口減少の要因を解消し、可能な限り人口拡大をめざす取組を進め、自主、自立したまちづくりの実現を図ります。

## 8 めざす都市空間

---

### (1) 都市空間形成の基本的な考え方

都市空間とは、学び、働き、楽しむなど、日常生活や様々な活動のための場所としての空間とします。この都市空間は、将来都市像や「将来都市像を支えるまちづくりの柱」、「めざすべき都市の状態」の実現に向けて取組を推進することにより、形成されるものです。

都市空間の形成には持続性が不可欠であるため、これまで構築されてきた都市の形態や、公共施設、道路、上下水道などの蓄積された既存の社会資本を有効に活用し、歴史や文化、自然、景観などの地域資源の次世代への継承、社会資本の適正化、交流や活動の機会を活発にする交通体系の構築、地域間あるいは広域的なネットワークの形成などに向けて、効率的な都市基盤整備、景観の保全、計画的な土地利用を行い、最適な都市空間の形成をめざします。

また、将来都市像の実現に向けて、新たな都市の活力、魅力を創造するために、都市機能の向上を図ることにも取り組みます。

なお、都市空間の形成にあたっては、地域で生活する市民が主体的に参加し、行政や様々な関係機関などと協働しながら、自らの地域の魅力を高めていくための市民力を活かした取組を進めます。

これらの基本的な考え方のもとで、基本構想に掲げる将来都市像などの実現に向けて、地域の特性を考慮した個性的なまちづくりを進めるため、次の5つの都市空間の形成をめざします。

## (2) めざす5つの都市空間

### ▶ 災害に強い都市空間

東日本大震災をはじめとする震災や、台風や集中豪雨による洪水、土砂災害など、近年、大規模自然災害などによる被害が全国各地で多発しています。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けるなど地震発生リスクも高く、大規模災害への対応が喫緊の課題となっています。

このため、市民の生命や財産を守るために、防災、減災に向けた土地利用や社会資本の整備を進め、災害に強い都市空間の形成をめざします。

### ▶ 歴史、文化、自然など地域の魅力があふれる都市空間

本市は、海や山などの豊かな自然環境を有しており、その自然の恵みを活かして、農業や漁業などの産業が盛んに行われてきました。また、古くから交通の要衝として栄え、伝統ある歴史や文化も育まれてきました。

このため、住む人や訪れる人が、愛着や誇り、親しみを感じることができるようするために、歴史や文化、自然などの地域資源を保全、活用し、魅力あふれる都市空間の形成をめざします。

### ▶ 生活に便利で、暮らしやすい都市空間

本市は、海岸部から山間部までの広大な市域を有し、多様な地域性を持つ23の行政区から成っています。また、白子地区、神戸地区、牧田地区の3つの拠点となる地域を中心に市街地を形成しています。

このため、これらの中心的な市街地への都市機能の集約化や維持を図

るほか、市全体の計画的な土地利用の促進により既成市街地の機能向上を図り、子どもや高齢者、障がい者など、誰もが暮らしやすい都市空間の形成をめざします。

また、地域間のネットワーク形成により、交流や活動を活発化させ、生活の拠点である地域コミュニティの持続性を確保していきます。

#### ▶ 移動がしやすく交流が盛んな都市空間

急速に少子高齢化が進展する中で、多様な市民が、安全で快適に移動できる交通環境の実現が求められています。

このため、円滑な道路ネットワークの形成や公共交通サービスの利便性の確保により、移動のしやすい交通環境を構築し、市内外からの交流が盛んな都市空間の形成をめざします。

#### ▶ 市民の元気と都市の活力を生み出す都市空間

本市は、戦後、数多くの企業を誘致し、自動車産業を中心にものづくりが盛んな、伊勢湾岸地域有数の工業都市として発展してきました。

また、豊かな自然を活かした農業や水産業が盛んなほか、都市機能として必要な商業、サービス産業も集積しており、農商工調和のとれた産業構造を有しています。

このため、国や県、周辺の市町と連携し、幹線道路のネットワーク形成を進めるほか、産業インフラの整備や、3つの拠点となる地域における土地の高度利用などを促進し、バランスの取れた産業構造を将来にわたり維持し、市民の豊かな生活を支えていくための活力を生み出す都市空間の形成をめざします。

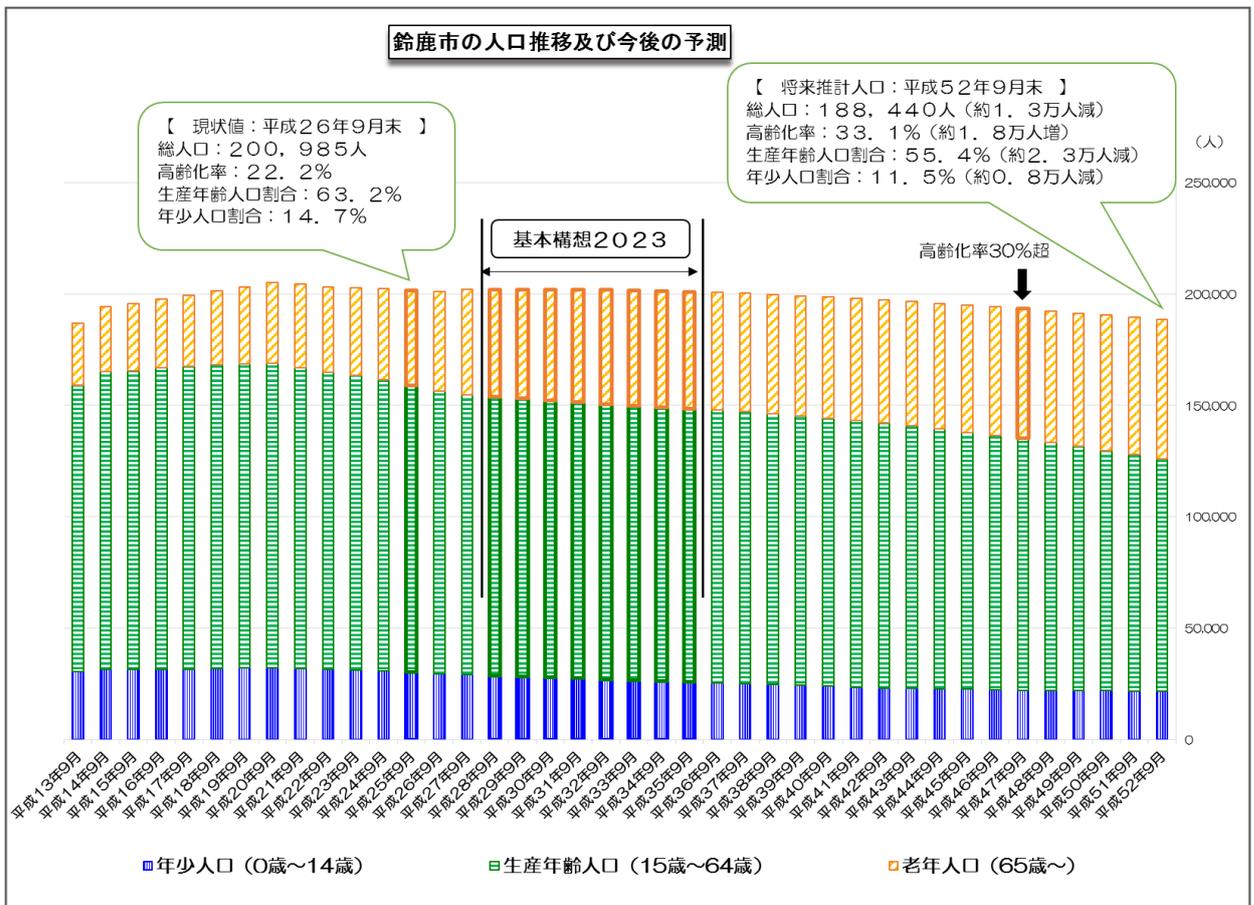
## 第2章 鈴鹿市を取り巻く情勢

# 1 現状と将来展望

## ▶ 既に始まっている人口減少

本市では、2009（平成21）年1月をピークに、人口減少が既に始まっています。また、将来推計人口では、2040（平成52）年に、総人口が、現在よりも約1.3万人減少し、19万人を下回ると予測されています。

今後、人口構造も大きく変化し、2040（平成52）年には、65歳以上の老年人口が約1.8万人増加する一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は約2.3万人、15歳未満の年少人口は約0.8万人、それぞれ減少するなど、少子高齢化の影響が本格的に現れると予測されています。

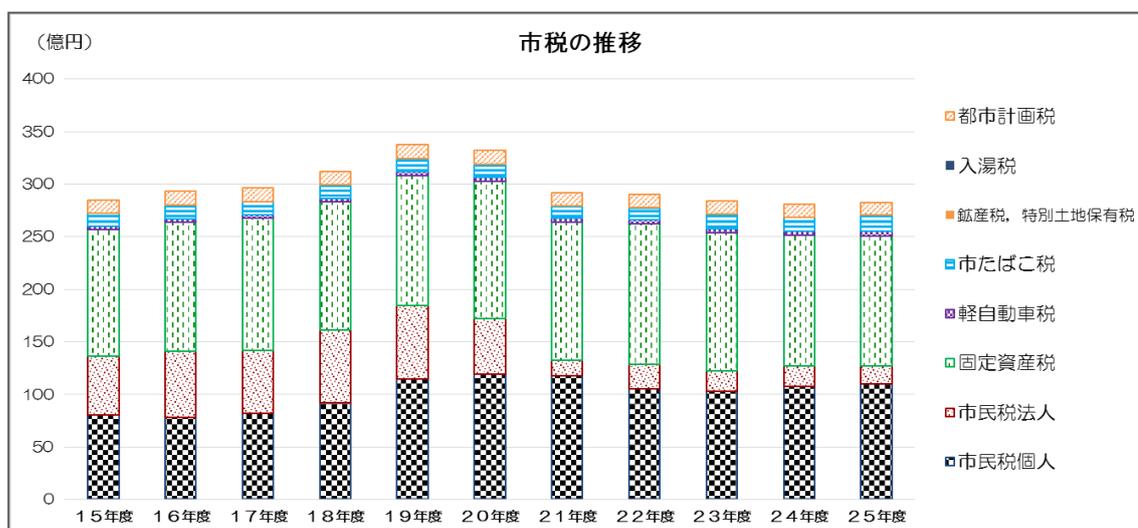
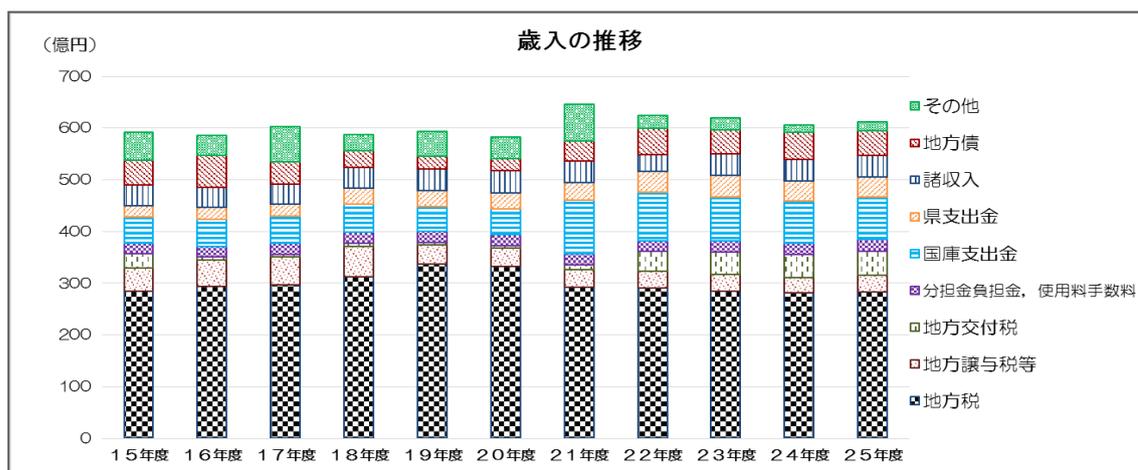


▶ これまで以上に計画的な財政運営が必要

2008（平成20）年のリーマンショック以降、株価の回復や景況感の改善など、明るい兆しが見られるものの、本市では、本格的な景気の回復を実感するには未だ至っていません。

市税は依然として低い水準で推移しており、かつ、今後の人口減少に伴い、生産年齢人口の減少や、経済活動の縮小などが予測されることから、将来的には、財源の確保がさらに困難になるものと考えられます。

このように厳しい財政状況が続くと見込まれる中で、多様化する行政サービスの需要に対して、限られた財源を有効に活用するためには、これまで以上に計画的な財政運営が求められます。

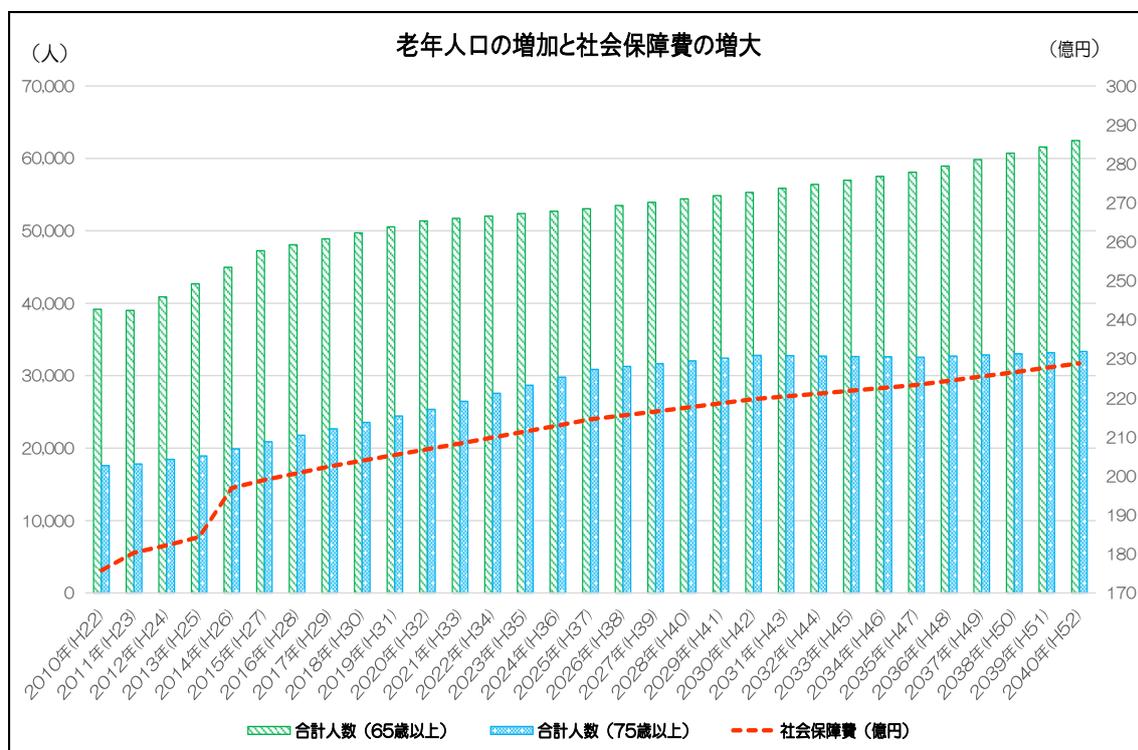


## ▶ 老年人口の増加に伴う社会保障費の増大

人口構造の変化に伴い、本市の高齢化率は、20年後の2035（平成47）年には市全体で30%を超え、2040（平成52）年の時点においても増加し続けると予測されています。

老年人口は、2014（平成26年）9月末の約4.5万人から、2040（平成52）年には約6.3万人となることが見込まれ、医療、介護、福祉などの社会保障費が増加し続けると予測されています。

一方、年少人口及び生産年齢人口は減少し続け、社会を支える世代の人口が減少していくことから、社会保障費の伸びを抑制することや、負担と給付のあり方など、社会保障制度の維持に向けた対応が課題となっています。

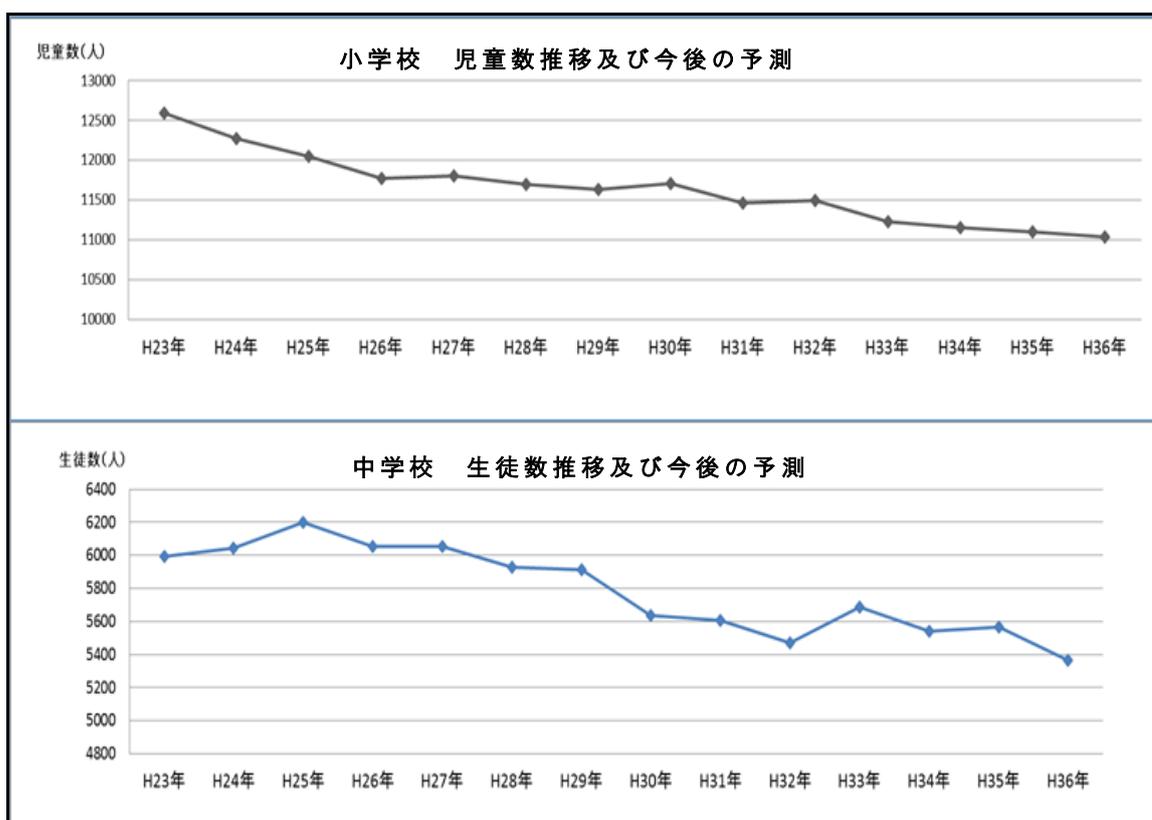


## ▶ 少子化による子どもの減少

老年人口が増加するのに対し、年少人口は減少し続けており、本市では、2004（平成16）年にその数が逆転しています。

本市の出生数は、未婚化や晩婚化、晩産化の影響から年々減少しており、このままの状況が改善されないと今後も減少が続くと考えられます。

少子化が続き、子どもの数が減少することは、子育てや教育、産業や経済など個々の分野だけではなく、長期的に見るとコミュニティ（地域）の存続に大きな影響を及ぼすことになります。

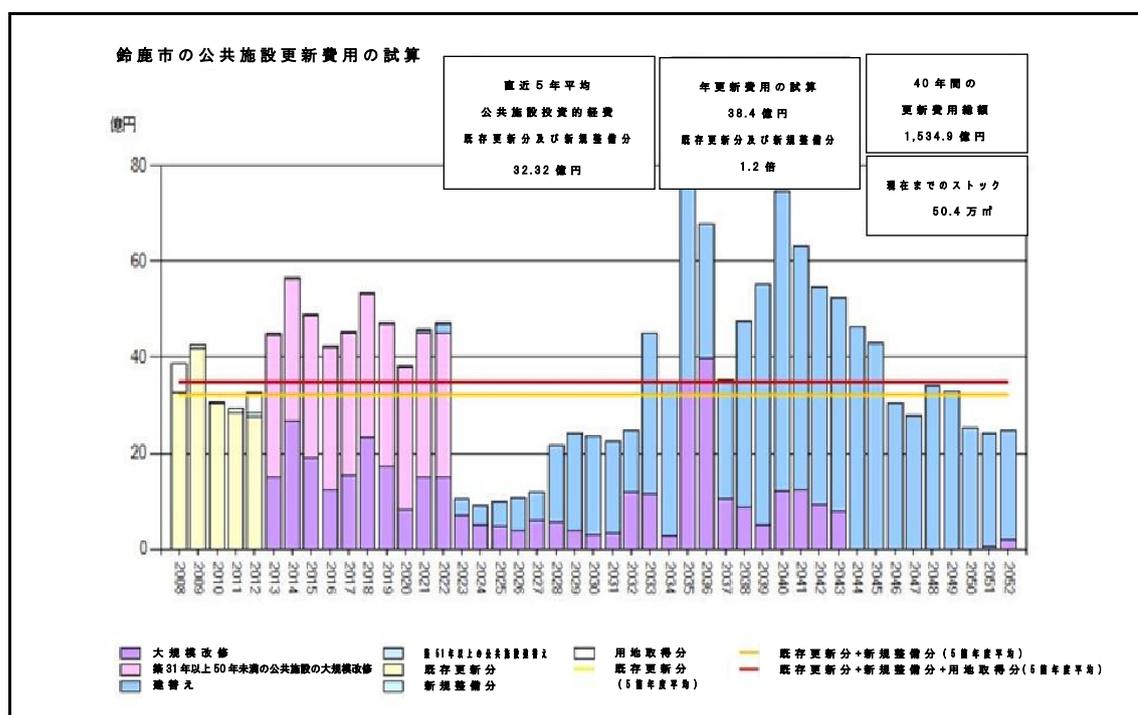


▶ 一斉に更新時期を迎える公共施設やインフラ

学校や文化施設、体育施設など、本市の公共施設の多くは、昭和50年代頃の高度成長期に建設されたものであり、建築後30年を経過していることから、今後、短期的に更新時期が集中することが予想されます。

また、道路や橋、上下水道、公園などのインフラについても同様であり、老朽化対策のための費用が必要となってきます。

今後、市民生活に必要な行政サービスの質を低下させないためには、厳しい財政状況の中で、公共施設などを計画的に維持、整備していただけるように、公共施設等の適切な保全、総量の抑制のほか、施設などの機能向上やサービスのあり方の見直しなどが必要となってきます。



## 2 これまでの総合計画の取組と課題

### ▶ これまでの総合計画をはじめとする計画行政への取組

本市では、これまで5次にわたり総合計画を策定し、長期的なビジョンのもとで計画行政を推進してきました。

第5次鈴鹿市総合計画では、経営的な視点から行政運営を推進していく必要があるとの認識から、基本計画である行財政経営計画に、施策などを担う部や課を明記し、組織としての責任の所在を明らかにしたほか、単位施策に成果指標を設定するなど、行政経営型の計画としました。

また、第5次鈴鹿市総合計画に掲げた取組を確実に推進するために、行政評価を中心に、行財政改革や人事評価などのマネジメントシステムとの連携を意識しながら、効率的な経営資源の配分や計画的な行政運営の実現をめざし、市民への説明責任の向上などにも努めてきました。

### ▶ 更なる改善に向けた課題

人口が継続的に減少していくという過去に例のない社会経済情勢のもとで、構造的な社会問題への対応が必要となることに加えて、財源の確保はますます困難になることから、より効果的に行政経営を行うことが求められます。

このため、総合計画とその他のマネジメントシステムについては、今後より一層、連携を進めていく必要があるほか、総合計画と個別分野の計画との整合性を図り、実効性を向上させていく必要があります。

また、策定における市民参加手法をはじめ、政策形成プロセスへの市民意見の反映など、市民と行政における協働の仕組みを強化し、市民力の向上を図っていく必要があります。

併せて、行政経営においても、一層の改革，改善に取り組み，行政力の向上を図り，将来都市像の実現に向けて，鈴鹿市全体でまちづくりを行う必要があります。

## 第3章 計画の体系，役割

# 1 計画の体系

---

総合計画は、基本構想、基本計画、実行計画によって構成します。

## 【基本構想】

### ▶ 計画期間は8年

計画期間は、市長の政策などとの整合を図るため、市長の任期を考慮し、2016（平成28）年度から2023（平成35）年度までの8年間とし、鈴鹿市まちづくり基本条例がめざすまちづくりの基本原則などにに基づき、8年後に達成すべき本市の将来都市像を定めて取り組んでいくこととしています。

### ▶ 将来都市像の実現を図るための仕組み

総合計画では、将来都市像の実現を図るために、成果を確認しながら運用していく仕組みとしています。

基本構想においては、8年でめざす将来都市像に対する基本的なまちづくりの方向性として、「将来都市像を支えるまちづくりの柱」と「自治体経営の柱」を定めています。

また、「将来都市像を支えるまちづくりの柱」と「自治体経営の柱」がめざす状態をさらに具体化し、市民と行政との協働によってめざす8年後の目標としたものが、都市のビジョンである「めざすべき都市の状態」です。

そして、将来都市像の達成度を総合的に測る成果指標と「めざすべき都市の状態」の達成度を測る成果指標を設定し、適切な進行管理を行う仕組みとしています。

▶ 基本構想は政策的な指示書

基本構想は、市のビジョンを示し、成果を確認しながら、将来都市像の実現を着実に図っていく役割を担うほか、個別分野の計画との関連、整合性を図り、基本計画や実行計画を含めた総合計画全体を効率的、効果的に進めるための政策的な指示書としての役割を担います。

具体的には、基本計画、実行計画にもそれぞれ目標数値を設定し、基本構想の実現に向けて絶えず進行管理を行っていくことを示すほか、基本計画の施策などの体系に基づき、個別分野における計画の取組との関連付けや整合を図るための方向性を示しています。

このほか、予算や行財政改革など行政マネジメントシステムの構築に関して、個々のマネジメントシステムを総合的に推進するための基本的な方向性を示しています。

## 【基本計画】

▶ 計画期間は前期4年、後期4年

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像などの実現に向けて、様々な分野における取組の具体的な方向性を、市長の任期を考慮して、前期、後期に分けて定め、計画期間はそれぞれ4年間としています。

▶ 前期の基本計画は行政経営計画としての位置づけ

前期の基本計画は、将来都市像などの実現に向けて、行政が責任を持って取り組むべき施策などを取りまとめた行政経営計画としています。

ここでは、行政の各組織がめざすべき都市の状態に対してミッションを設定し、ミッションの実現のために組織が行う施策などを設定しています。

また、施策などには、それぞれ目標値を設定し、活動の具体的な成果を評価、検証し、次の取組につなげる仕組みを位置づけています。

▶ 後期の基本計画には地域別経営計画も位置づけ

後期の基本計画では、行政経営計画に加えて、各地域の課題を解決していく市民主体の地域づくりを推進するため、それぞれの地域のめざす方向性を示した地域別経営計画も策定します。

そのためには、前期の基本計画期間内において、市民と行政との協働のまちづくりを推進しながら、さらに市民主体のまちづくりを実現するための体制や仕組みづくりを進めます。

## 【実行計画】

▶ 計画期間は4年とし、毎年見直し

実行計画は、基本計画で定めた様々な分野における取組の具体的な方向性に基づき、個別の実施手段や事業費、スケジュールなどを示す事務事業で構成します。

計画期間は4年としますが、短期間での社会経済情勢の変化や、実施結果に基づく成果を検証しながら、毎年見直します。

また、各事務事業には、それぞれ目標数値を設定し、活動の進行管理を行います。

## 2 計画が果たす役割

---

### ▶ 総合計画を中心に計画的なまちづくりを推進

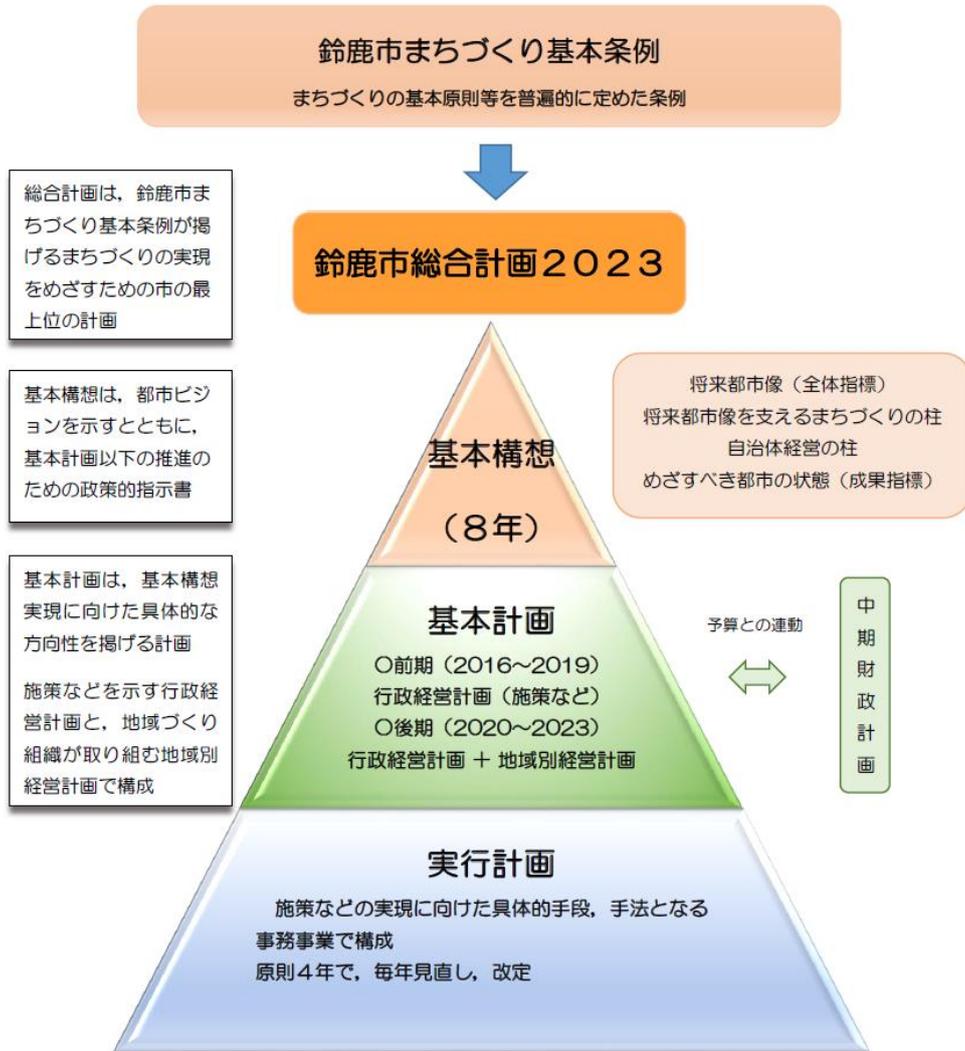
低成長・成熟型社会を見据えて、まちづくりの考え方や手法そのものの発想を大きく転換することが求められています。

また、社会経済情勢の変化に対応し、これからも豊かで安定した市民生活を維持していくため、市民と行政との協働，連携を前提に，地域社会全体の仕組みを，最適な状態にしていくことが必要です。

そこで，本市のまちづくりに関わるすべての仕組みや活動の拠り所となる鈴鹿市まちづくり基本条例に，総合計画（基本構想など）の策定根拠を設け，同条例がめざすまちづくりを具現化するための最上位計画として，総合計画を位置づけています。

このように総合計画は，鈴鹿市まちづくり基本条例に掲げる「まちづくりの基本原則」，「まちづくりを推進するための仕組み」，「行政運営」などの規定に則り，2023（平成35）年までの進むべきまちづくりの方向性を定め，行政経営及び市民との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進める役割を持っています。

(鈴鹿市総合計画2023の体系図)



		鈴鹿市総合計画2023								(次期) 総合計画⇒			
		基本構想								(次期) 基本構想⇒			
		基本計画 (前期) 【 行政経営計画 】				基本計画 (後期) 【 行政経営計画 + 地域別経営計画 】				(次期) 基本計画 (前期)			
2015		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	作成	実行計画 (前期)											
		作成	見直し										
			作成	見直し									
				作成	見直し								
					作成	実行計画 (後期)							
						作成	見直し						
							作成	見直し					
								作成	見直し				
									作成	(次期) 実行計画 (前期)			
		← 首長任期 →				← 首長任期 →				← 首長任期 →			

## 第4章 計画の効果的な推進のために

# 1 協働による計画の推進

---

総合計画は、89名の市民が参加した市民委員会による検討のほか、パブリックコメントやまちづくり意見交換会などを実施し、市民参画により策定してきました。

特に、市民委員会では、3回にわたり延べ227名の方が参加し、市民の生活実感や経験などに基づき、基本構想の中心となる将来都市像や「将来都市像を支えるまちづくりの柱」、「めざすべき都市の状態」について検討しました。

このように、総合計画は、市民の参画を得て策定した計画であることから、その運用にあたっては、市民と行政が協働で評価、点検し、施策などの改善、見直しを行い、計画の着実な推進を図っていきます。



## 2 行政経営システムの効率化

---

### (1) 計画の総合化

#### ▶ 総合計画と個別分野の計画の関係性

総合計画は、市のまちづくりの基本原則を定める鈴鹿市まちづくり基本条例がめざす「住みよいまち」を具現化するための最上位計画であり、市が進めるまちづくりは、総合計画の基本構想と基本計画が定める方向性に基づき行われます。

また、個別分野における計画は、基本計画が定める分野ごとの取組の方向性に則り、具体的な取組を推進するにあたっての手段や手法を定めた計画です。

このため、個別分野における計画は、総合計画で掲げるまちづくりの方向性と絶えず連携を図りながら、一体的にまちづくりを推進していくためのものとして位置づけます。

#### ▶ 計画体系の総合化による効率的な行政経営

現在、多くの個別分野における計画が存在し、それぞれ計画策定の時期が異なるため計画策定の背景や問題意識に差が生じ、総合計画と個別分野の計画の取組の方向性が必ずしも一致していない場合もあります。

このため、一体的なまちづくりを推進していくために、前期の基本計画の4年間で、個別分野の計画の取組方針、内容、目標、期間が、総合計画の方向性に合致するよう、随時、整合を図っていきます。

また、後期の基本計画においては、すべての分野において計画体系の総合化が実現するよう取組を推進します。

## (2) 総合的な行政経営システムの構築

### ▶ 効率的な行政経営に向けた取組

本市では、これまで、簡素で効率的な行政経営をめざし、2003（平成15）年度以降、行政評価、行財政改革、人事評価などの各種システムを導入するなど、行政マネジメントのための取組を進めてきました。

これらの取組により、市民への説明責任の向上、取組成果の把握に基づく事業改善、組織における目標管理の適正化など多くの成果を挙げることができました。

しかし、個々のシステムは機能していても、全体としての成果が分かりづらくなるなどの課題も生じていることから、前期の基本計画の4年間で、総合的な行政経営システムの構築に取り組む必要があります。

このため、継続的な人口減少のもとで、行政をはじめ、地域全体の経営を行っていくために、更なる効率化に向けた改善に取り組めます。

### ▶ 新たな評価の仕組み

総合計画では、基本構想に成果指標を設定し、基本計画以下の評価体系と一体的に評価できる仕組みを作り、より適切な進行管理を行います。

また、基本計画でも、成果指標を設定し、実行計画に位置づける事務事業と連動した評価体系を構築します。

さらに、毎年、事務事業の実施結果をもとに、施策の達成度を検証するとともに、次年度の事務事業の内容や実施方法を点検し、見直しを行いながら、予算配分の適正化を図ります。

### ▶ 行財政改革の推進

総合計画の着実な実現に向けて、効率的に取組を進めるためには、事

務事業などの個別の取組の質を向上し、かつコスト削減などの生産性を上げる必要があります。

このため、これまで以上に限られた経営資源を、最大限効果的に活用するために、行政活動の効率化や民間活動との連携など、総合計画の実効性を高めるための行財政改革を推進します。

### ▶ 効率的な組織運営

総合計画に基づくまちづくりを効率的に推進するためには、計画と組織の連動が必要です。

また、各分野を担う組織が、施策などの推進にあたり目標管理を行っていく必要があります。

このため、職員のコスト意識や市民サービス向上意識の醸成、政策形成能力向上に向けた人材育成、施策などの推進に向けた適正な職員配置などのための仕組みを構築します。

## (3) 財政運営の方針

総合計画の着実な推進のためには、基本計画の4年間における歳入、歳出を予測し、財政的な裏付けのもとで、施策などを効果的に進めていく必要があります。

このため、基本計画の策定に併せて、中期財政計画を策定し、財政的な見通しを明らかにした上で、戦略的、重点的な取組に対して優先的に予算配分するなど、財源の効果的な配分に努めます。

また、計画的な事業の推進にあたっては、将来に向けて過度に負担が生じないように、かつ財政が逼迫するような事態が生じないように、財政的な規律を設け、総合計画と予算との連動を図ります。

### 3 協働によるまちづくりの推進

---

基本構想に掲げた将来都市像は、市民と行政が協働して活動した結果として実現されるものです。そのため、まちづくりに関わるすべての主体が、総ぐるみで力を合わせて取り組み、地域の実情や特性を熟知した市民主体のまちづくりが必要です。

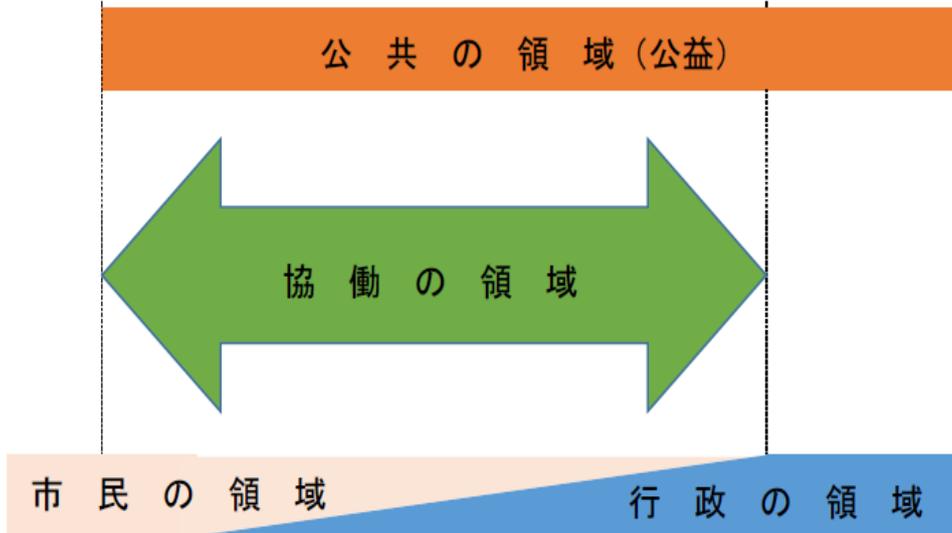
また、それぞれの主体が担うまちづくりの分担領域を再構築し、継続的に責任を持って担って行く必要があります。

このため、本市では、2015（平成27）年4月に「鈴鹿市協働推進指針」を策定し、協働についての考え方や協働のルールなどを明らかにし、この指針に基づき、市民と行政との協働のみならず、それぞれの主体同士の協働も促進し、将来都市像の実現をめざして、協働によるまちづくりを進めていきます。

## 【 協 働 の 領 域 】

協働を推進する上で大切なことは、「地域の課題を解決し、住みよいまちをつくるためには、公共を誰がどのように担うのが最も効果的であるか」を考えることです。  
 公共の領域には、市民や行政それぞれの関わり方によって、様々な領域がありますが、公益の実現という目的を共有でき、協力できる部分が協働の領域です。

市民が単独又は市民同士で自主的に行うもの	市民が主導して行政が支援するもの	市民と行政が対等に行うもの	行政が主導して市民の協力を得て行うもの	行政が単独で行うもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人的な活動</li> <li>・親睦活動</li> <li>・地域自治活動</li> <li>・市民活動</li> <li>・市民同士で協働する活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行うイベント</li> <li>・地域を活性化するための事業</li> <li>・地域の課題を発掘し、その解決に向けた活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防介護や子育て支援など、地域と行政が連携して対応することが求められる活動</li> <li>・防犯パトロールなど、地域社会と密接な連携が必要な活動</li> <li>・共催事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等への参画</li> <li>・行政計画策定参画</li> <li>・公の施設の管理、運営</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可や扶助費の支給などの行政処分</li> <li>・税の賦課などの公権力の行使</li> </ul>



鈴鹿市協働推進指針より抜粋

